



平成31年4月5日
九州地方整備局
熊本河川国道事務所

2019年度 災害時等の協力企業（道路部門） を追加募集します ～災害発生時等における迅速な対応を図るために～

「目的」

熊本河川国道事務所では、災害発生時および異常気象時における迅速な状況把握や円滑かつ的確な災害復旧等を図るために、下記の部門において協力いただける企業を募集します。

記

1. 募集部門 (1) 道路部門

2. 募集期間 平成31年4月5日（金）～平成31年4月19日（金）

3. 公告場所 ①熊本河川国道事務所内掲示板：熊本市東区西原1丁目12番1号 ②熊本河川国道事務所ホームページ：<http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/>

《問い合わせ先》

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所

TEL：096-382-1111（代表）

【道路部門】

道路管理第二課長 すわぞのかずひこ 諏訪 和彦（内線441）

災害時協力企業公募概要

1) 目的

災害時において、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図るためには、建設企業、測量・設計企業等の方々の協力が必要不可欠であるため、事前に協力体制を構築しておく必要があります。

熊本河川国道事務所では、災害時における建設企業、測量・設計企業等の協力を得るため、熊本河川国道事務所管内で一定の参加資格を有する企業を広く公募し、2019年度の協定を締結するものです。

2) 公募の内容

1) 公募企業数 【公募部門】

1. 道路部門（追加） … 2社程度

2) 技術資料等の交付期間、場所及び方法

① 期間

平成31年4月5日（金）～平成31年4月19日（金）

土曜、日曜祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 場所

〒861-8029 熊本市東区西原1丁目12番1号

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所

道路管理第二課（3F）

③ 方法

電子媒体(CD)で交付する

3) 技術資料提出期間

平成31年4月5日（金）～平成31年4月19日（金）17時00分まで

※詳細は、公告をご覧ください。

公 告

熊本河川国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定の締結（追加公募）

次のとおり公告します。

平成31年 4月 5日

国土交通省 九州地方整備局
熊本河川国道事務所長 鈴木 学

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

熊本河川国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、熊本河川国道事務所（以下「当事務所」という。）の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の応急対策に関し、あらかじめ特定の企業と協定締結することにより、緊急時の点検・調査・測量・設計・航空写真撮影及び応急復旧工事、公物管理を行う上で必要な緊急作業等（地震等に伴う巡回、雪寒対策、疫病等の拡散防止対策など）を迅速に実施し、災害等の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

(2) 協定対象区域及び協定対象企業数等

本協定の対象は、「業務分野（測量・設計部門、地質調査部門、流量検討・河道計画検討等部門及び航空写真撮影部門）」、「工事分野（河川部門、道路部門及び災害対策用機械部門）」とし、今回公募する協定対象区域及びその協定対象企業数は、下記のとおり予定している。

また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の対応を要請する場合がある。

【工事分野】

対象部門	協定対象区域	H31年度協定締結済み企業数	今回追加する協定企業数
道路	山鹿維持出張所管内	6社	1社
	八代維持出張所管内	8社	1社

※本協定で各企業と締結する協定区間は、別紙－1～5で示すとおり区間（出張所毎の基本協定区間を番号で表示）を予定している。

別紙－1 道路部門協定区間一覧

別紙－2 道路部門協定区間位置図

①補足説明

道路部門で協定を締結した企業は、災害対策基本法第76条の6に基づく車両移動等についての出動要請をする場合がある。

(3) 協定期間 平成31年 4月 26日(予定) ～ 令和2年 3月31日

(4) 協定を締結する企業の特定

- 1) 本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する企業より特定する。
本協定の締結を希望する企業は、技術資料を提出するものとする。
提出は1部門のみとし重複提出を認めない。
- 2) 提出する技術資料は、下記のとおりとする。
 - ①本店及び工事基地の所在地
 - ②災害を想定した簡易な施工計画
 - ③有資格技術者数等
 - ④対象部門の企業としての工事实績
 - ⑤資機材等の調達能力
 - ⑥災害協定等の実績
- 3) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって各部門の協定対象区域毎(又は基本協定区間毎)に協定対象企業を特定する。
ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。
なお、締結する基本協定区間の設定については、当事務所において決定するものとする。
- 4) 特定の協定対象区域又は基本協定区間に希望が集中する等、協定対象企業数に過不足が生じた場合は、技術資料を提出した企業の範囲内で調整を行うことがある。
調整とは、希望する協定対象区域又は基本協定区間以外での協定を締結する場合や、協定対象区域内において複数区間の協定を締結する場合とする。
- 5) 「2. 参加資格要件」を満たした者の内から、1.(4)3)の評価に応じ協定対象区域全体を範囲とした協定の締結を行うことがある。

(5) 本協定締結後の工事等の請負契約

- 1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあつて、当事務所が工事等の実施が必要と判断した場合は、当事務所は対象となる区間の協定を締結した企業(以下「協定企業」という。)に対して、必要となる工事等の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。
- 2) 1)に該当する場合であっても、当事務所が諸般の事由から対象となる協定区間の協定企業に工事等を実施させることが適切でない判断した場合は、同部門の他の協定企業の了解を得て、必要となる工事等の実施の要請を行うことができるものとし、この場合は当該企業を相手として工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。
- 3) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、工事は行わない。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 技術資料の提出期間中において、九州地方整備局長から 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止及び建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区域（業務の場合は当事務所）へ配置予定技術者が概ね30分以内に到着できる体制を確保できること。
- (6) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (7) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度の一般土木工事に係るC等級の一般競争（指名競争）参加資格が特定通知日（4月24日予定）で認定されていること。
なお、認定されていない者は、当該協定を無効とする。
- (8) 建設業法に基づく主たる営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が熊本県内に所在すること。
- (9) 災害を想定した簡易な施工計画が適切であること。
- (10) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。
- (11) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度の一般土木工事に係るC等級の一般競争（指名競争）参加資格が特定通知日（4月24日予定）で認定されていること。なお、平成33年3月31日まで経常建設共同企業体の解散及び各構成員の変更をしないこと。また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒861-8029

熊本市東区西原1丁目12-1

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所

担当：道路管理第二課長 及び 専門員

電話 096-382-1215

(2) 技術資料等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：平成31年4月5日（金）から平成31年4月19日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所：道路管理第二課

③ 交付方法：電子媒体(CD)で交付する。

(3) 技術資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：平成31年4月5日（金）から平成31年4月19日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所：上記3.(2) ②に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送等により提出する。
郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。

4 その他

技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等については、「技術資料等説明書」による。

技術資料等説明書

熊本河川国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定の締結等については、関係法令に定めるものの他、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 平成31年4月5日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 鈴木 学
熊本県熊本市東区西原1丁目12-1

3. 基本協定の概要等

「公告」1.(1)～(3)のとおりとする。

4. 申請書、技術資料の作成要領及び留意点

(1) 評価項目と評価基準

(別表-1)の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

(2) 特定方式

提出された技術資料等を基に評価し、評価点の高い順に協定企業として特定する。

(3) 申請書・技術資料作成要領

1) 申請書(様式-1)

申請書表紙は(様式-1)とし、代表者印を押印すること。

また、対象区域外での協定締結となる場合に調整に応じる希望の有無を記入すること。

2) 本店及び工事基地の所在地(様式-2(1)、様式-2(2))

本店及び工事基地から協定対象区域における最寄地点への出勤所要時間、距離及び経路を記載する。

但し、経路選定にあたっては、重機搬入トレーラー等の通行を考慮するものとする。

3) 災害を想定した簡易な施工計画(様式-3)

緊急事態発生時の体制確保と迅速な施工について、早期に出動するための体制及び復旧工事の実施計画について記載する。

4) 有資格技術者数等(様式-4)

技術資料提出者(企業)との間に3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有する技術者の中で、1級土木施工管理技士の資格を有する者の氏名等を最大20名まで記載する。

なお、資格を確認できる資料(資格者証の写し等)及び記載する技術者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有していることがわかる資料(健康保険証の写し等)を添付すること。

5) 対象部門の工事实績(様式-5)

平成25年度から提出日までの間に元請けとして完成した工事实績から、次の条件をすべて満たす工事を3件まで記載する。

①熊本県内における参加部門(道路)の一般土木工事であること。

②国、県又は市町村が発注した工事であること。

なお実績が3件以上ある場合は、九州地方整備局(港湾空港関係を除く)が発注した工事を優先して記載すること。

また、記載した工事实績が、工事实績情報サービス（CORINS）に登録されていない場合は、契約書の写しを添付すること。

6) 資機材等の調達能力（様式－6）

協定対象区域内において、応急対策に必要な資機材の調達可能数量及び種類を記載する。
なお、協力会社等から調達する場合は、協力会社名等を記載すること。

7) 災害協定等の実績（様式－7）

平成28年度以降に熊本河川国道事務所と本協定を締結している場合は、年度・協定名・協定区域を記載すること。

また、記載した協定に基づき活動した実績（訓練参加は除く）があれば記載する。

協定期間が平成28年4月1日から技術資料提出日までの災害協定等（本協定に類似の国、県及び市町村との協定等）に基づき活動した実績（協定の締結、巡視、工事等）があれば記載する。

記載する協定・活動については、協定書の写し及び活動したことがわかる書類（契約書等）を添付するものとする。

8) 参加資格要件の確認

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度の一般土木工事に係るC等級の一般競争（指名競争）参加資格の認定書の写し又は確認出来る資料を添付すること。

5. 本協定締結企業の特定及び通知

技術資料を提出した者のうち、特定した者に対しては特定した旨を、特定しなかった者に対しては特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を文書により通知する。

6. 非特定理由の説明

(1) 特定しなかった旨の通知を受けた者は、当職に対して非特定理由について、次に従い説明を求められることができる。

①受領期限：通知書に記載する。

②提出場所：「公告」3.(2) ②に同じ

③提出方法：持参又は郵送等により提出する。

郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。

提出期間内に必着。

(2) 当職は、説明を求められたときは受領期限後5日以内（日曜、土曜、祝日等を含まない。）までに書面により回答する。

7. その他

(1) 提出及び技術資料の無効

本公告に示した参加資格に適合していない企業の提出、又は技術資料に虚偽の記載があった場合は、無効とする。

(2) ヒアリングについて

提出された技術資料等に疑義が有る場合又は技術力の確認等が必要となった場合は、ヒアリングを実施する。ヒアリングの対象者は提出された配置予定技術者のうち代表者1名とする。

① 日 時： ヒアリング日時は、必要に応じて連絡する。

② 場所等： ヒアリングは、電話により行う。

③ 内 容： 提出資料に基づき、質疑を行う。

- (3) 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 当職は、提出された技術資料は参加資格の確認、協定企業の特典以外に使用しない。
- (5) 提出された技術資料は返却しない。
- (6) 提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

「別紙－１」

H3 1 熊本河川国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定区間一覧（道路部門）

出張所名	区間番号	基本協定区間	延長（km）	
阿蘇国道維持	1-1	57号 48k993 ~ 57k500	8k504	
	1-2	57号 57k500 ~ 64k640	7k140	
	2	57号 64k640 ~ 71k400	6k800	
	3	57号 71k400 ~ 81k100	9k691	
	4	57号 81k100 ~ 90k685	9k598	
	5	57号 90k685 ~ 100k724	10k039	
熊本維持	1	3号 180K880 ~ 191k100	10k220	
	2	3号 191k100 ~ 202k000	10k900	
	3	3号 202k000 ~ 208k500	6k500	
	4	3号 208k500 ~ 215k905	7k405	
	5	57号 100k724 ~ 106k745	6k021	
	6	57号 106k745 ~ 116k540	9k795	
	7	57号 124k989 ~ 139k200	14k211	
	8	57号 139k199 ~ 153k179	13k980	
	9	中央道 0k900 ~ 9k900	9k000	
	10	中央道 9k900 12k600	2k700	
山鹿維持	1	3号 145K578 ~ 161k500	15k922	
(追加)	2	3号 161k500 ~ 170k600	9k100	
	3	3号 170k600 ~ 180k880	10k280	
	4	3号植木BP 176k340 ~ 178k500 208号 0K200 ~ 9k900	2k160 9k700	
	5	208号 9k900 ~ 20k200	11k000	
	6	208号 20k200 ~ 31k900	11k700	
	7	3号 熊本北BP 180k880 ~ 188k480	7k600	
	八代維持	1	3号 215K905 ~ 220k657	4k752
		2	3号 220k657 ~ 230k120	9k463
3		3号 230k120 ~ 247k850	17k730	
4		3号 247K850 ~ 256k400	8k550	
5		3号 256k400 ~ 266k540	10k140	
(追加)		6	3号 266K540 ~ 286K357	19K817
	7	南九州道 11k700 ~ 28K500	16K800	
	8	南九州道 28k500 ~ 36k200	7K700	
	9	南九州道 36k200 ~ 41k800	5K600	

H31災害時等応急対策に関する基本協定区間(道路部門)位置図

